

# 付加価値額等内訳明細書

		事業年度	から	法人名	
			まで		
項 目			金額	摘 要	
報酬給与額	給与手当等 臨時職員等を含む	当期費用等 (非課税手当を除く)	1	円	
		法人税所得加算金額 (損金否認される額)	2		
		法人税所得減算金額 (損金認容される額)	3		
	賞 与	当期費用等	4		
		法人税所得加算金額 (損金否認される額)	5		
		法人税所得減算金額 (損金認容される額)	6		
	退職手当	当期費用等	7		
		法人税所得加算金額 (損金否認される額)	8		
		法人税所得減算金額 (損金認容される額)	9		
	企業年金等掛金	当期費用等	10		
		法人税所得加算金額 (損金否認される額)	11		
		法人税所得減算金額 (損金認容される額)	12		
	出向者に係る給与負担金	他の法人に支払う額	13		
		他の法人から受け取る額	14		
		組合(JV等)に係る負担金額	15		
		その他 労働者派遣に係る金額の記載は不要	16		
純支払利子	支払利子	当期費用等(支払利息等)	17		
		17欄と申告額との差額	18		
	受取利子	当期収益(受取利息等)	19		
		19欄と申告額との差額	20		
純支払賃料	支払賃借料	当期費用等(地代家賃等) (共益費等の額を除く)	21		
	受取賃借料	当期収益(受取家賃等) (共益費等の額を除く)	22		

この明細書は、申告のあった付加価値額と損益計算書・貸借対照表との関連を確認させていただくためのものです。

(記載方法)

- 各欄の「当期費用等」とは当該事業年度に費用計上又は資産計上した金額をいい、「当期収益」とは当該事業年度に収益計上した金額をいいます。
- 出向者に係る給与負担金を1～12の各欄に加減算して経理している場合は、13及び14の各欄の記載は不要です。この場合、1～12の摘要欄に給与負担金の加減算の有無を記載してください。(金額は不要です。)
- 組合に係る負担金額がある場合は、1～12の各欄に加減算されている場合であっても、15欄に金額を再計してください。
- 労働者派遣(船員派遣)を行う法人は、1～16の摘要欄に派遣労働者(船員)に支払う金額を内書きで記載してください。
- 労働者派遣(船員派遣)に係る派遣契約料は記載する必要はありません。
- 純支払利子については、18及び20の摘要欄に当該差額の内訳を記載してください。
- 純支払賃借料については、21及び22の摘要欄に損益計算書の対応科目を記載してください。